

令和 5 年 7 月 12 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

**岩手県の「(仮称) 蕨川地区風力発電事業」予定区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避・低減に関する要望書**

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県盛岡市蕨川地区に計画されている「(仮称) 蕨川地区風力発電事業(以下、対象事業という)」について、私ども日本野鳥の会は風力発電施設の建設予定区域やその周辺(以下、当該地域という)に生息する希少猛禽類や各種渡り鳥の生息環境保全の観点より下記の通りに要望いたしますので、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

1. 要望内容

岩手県の北上高地は豊かな自然環境を有しており、多くの貴重な鳥類の繁殖地や越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、ガン・カモ・ハクチョウ類の春と秋の主要な渡りルートにもなっており、希少なオオジシギの繁殖地でもあります。このたび 2023 年 3 月 27 日付で株式会社グリーンパワーインベストメントにより「(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響方法書」が公表されましたが、これが計画通りに実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートの攪乱または消失といった甚大な影響が生じるものと考えます。

私どもは、これらの鳥類の生息環境保全および予防原則の観点に基づいて、貴殿が事業者に対して、対象事業の白紙撤回を検討するよう勧告して下さること、また累積的環境影響の回避に向けて具体的な取り組みを行うよう指導して下さることを強く要望いたします。

2. 要望の背景

- (1) 北上高地北部には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境が存在し、一年を通して鳥類に代表される多くの野生動物が生息しております。特に盛岡市藪川地区から早坂峠や岩泉町・宮古市にまたがる当該地域は多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、その中には岩手県の鳥獣保護区や同特別保護地区、県立自然公園（第2種及び第3種特別地域）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、重要里地里山地域、特定植物群落、北上高地緑の回廊など自然環境の保全に関わる様々な地域指定がされています。さらに環境省は、環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」で、岩手県の北上高地全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。このような地域に大規模な風力発電施設が建設されれば、貴重な自然環境、特に鳥類の生息環境への重大な影響の発生が強く危惧されます。特に当該地域は非常に広範囲に及び、方法書によれば設置される風力発電施設の風車の基数も23～34基と極めて多いようです。この事業計画が実施されると、周辺部の非事業対象地域へも影響が及び、鳥類が風力発電施設を忌避する結果として、鳥類の生息エリアを狭めてバードストライクが発生する可能性が高まりますし、施設に隣接する広大なエリアから希少猛禽類などの大型鳥類が排除されることも危惧されます。しかし驚くことに、今回の方法書に示されている事業実施計画の中では、風力発電施設が具体的にどの場所に設置される予定であるのか、また風力発電施設に付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのかなどが示されておらず、「方法書以降で実施する現地調査等を踏まえて検討する」とされるにとどまっております。風力発電施設やそれに付随して必要となる付帯設備の建設全体が当該地域の自然環境の破壊につながる可能性があるにもかかわらず、このように具体性の欠けた計画を事業者が進めようとしているのを私どもは見過ごすことはできません。このような事業計画がそのまま性急に進められるとするなら、鳥類保護や自然保護に限らず、地域住民の生活環境保全や防災の面でも問題が生じる可能性が高まります。

従って私どもは、対象事業は中止するべきであると考えます。

- (2) 北上高地北部にはイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息しております。特にイヌワシは、環境省の「レッドリスト」では絶滅危惧 IB 類、岩手県の「いわてレッドデータブック」では A ランクに、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においては国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシを保護することは我が国の重要課題の一つであると言えます。

岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。繰り返しになりますが、この地域は環境省の環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティマップで注意喚起レベル A3 に指定されています。当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっており、今回の方法書の中に鳥類の専門家という方のご指摘も見られます。しかしその一方、同書には「営巣地と餌場を結ぶ飛翔ルートと対象事業実施区域が重複していないから事業による影響は少ない」との専門家の意見も記載されておりますが、これは既存の風力発電施設がイヌワシの生息に与える影響を過小評価していると考えざるを得ませ

ん。風力発電施設には、その規模の大小にかかわらず、主に「バードストライク」と、当該施設を忌避することにより狩場（餌場）や営巣地が放棄される「生息地放棄」の二つの影響の発生要因があるため、これらの希少猛禽類の定常的な生息を脅かします。実際に、2008年9月には北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴って、イヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。

仮に今回の方法書の通りに風力発電施設が設置されると、当該地域の山の尾根のあちこちに最大高度219mの風車が林立することになります。この「高度200mほど」は、これまでの種々の研究結果により、イヌワシの主に利用する飛翔高度とほぼ重なることが知られており、このままでは風力発電施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクが発生する可能性が高まることとなります。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある3次元の空間」として確保しなければならず、その地域周辺の広い範囲で風力発電施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。このような状況の下で北上高地に新たに大規模風力発電施設が稼働すると、希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。

従って私どもは、希少猛禽類の生息環境の保全の立場から、対象事業は中止するべきであると考えます。

- (3) 日本列島は、シベリアやアラスカからオーストラリアに至る「東アジアオーストラリア地域フライウェイ (EAAF)」のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部や北三陸沿岸部がガン・カモ類やハクチョウ類の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りを行っていることなどが明らかになっております。対象事業の配慮書でも、大型の渡り鳥であるマガン・ヒシクイやオオハクチョウなどが確認されていることが記載されております。また、本州では非常に少なくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖も確認されております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧 (NT) に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されており、(公財)日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも本州での生息数の減少が顕著であることにより、生息地の保全は喫緊の課題とされております。そしてオオジシギは、その習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされており、実際に福島県内の風力発電施設ではバードストライクが確認されています。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の大群の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。

風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されていますし、コウモリ類のバットストライクも注目されております。仮に北上高地に風力発電施設が次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環

境の攪乱と渡りルートへの遮断、さらにはバードストライクやバットストライクが一層危惧されることとなります。

従って私どもは、希少種を含む渡り鳥と渡りルート保全の立場から、対象事業は中止するべきであると考えます。

- (4) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや、ブレードによる騒音や低周波音の発生は、近隣住民の生活環境の悪化にとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも何らかの影響を与える可能性があると考えます。対象事業計画においては、これらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、例えば「風車の影や騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの鳥類の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く行われておりません。また、今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについても明らかではありません。

私どもは、特に当該地域で繁殖する希少鳥類の生息環境の保全の立場から、これらの点に関する再調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者にも勧告すべきであると考えます。

- (5) 今回事業者が公表した方法書の中では、風力発電施設の建設や稼働に不可欠な大型機材等を運ぶいくつもの輸送経路が示されております。しかしこれらの輸送経路の近隣にもイヌワシの生息地が複数存在する可能性があり、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、あるいは資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより、付近のイヌワシの繁殖が阻害される可能性があります。しかし、そのような観点からの輸送道路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点が明らかにされておりません。輸送道路も風力発電施設に付随して必要な施設である以上、それらの輸送道路の周囲を含む帯状の地域を環境影響評価の対象とし、イヌワシの保護に万全を期すべきであると考えます。

私どもは、上記の点に関する再調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者にも勧告すべきであると考えます。

- (6) これまでの多くの風力発電事業では、「事後調査及び環境監視強化」を前提として事業計画が認可される例が多く見受けられます。しかし、自然環境の保全措置を事後調査に委ねることは、問題の引き延ばしに過ぎず、その事後調査の結果さえも「不確実性」という曖昧な言葉で有名無実化される可能性があります。風力発電施設の稼働後に仮に希少鳥類のバードストライクや生息地放棄等の問題が発生しても、それに対する適切な鳥類保護対策を取ることが困難であり、結局は問題が解決されずに事業が継続されることに繋がりがかねません。従って大臣勧告においては、希少鳥類の繁殖・越冬、及び渡り鳥の渡りの時期には、その期間だけでも当該地域周辺の風力発電施設の稼働を停止することを事業計画段階で事業者をご指導いただきたく存じます。さらに稼働後に希少鳥類のバードストライクや生息地忌避等の問題が仮に発生した場合は、その事案の解決策が明確にならないうちは稼働を再開しないことを大臣勧告の中で強く求めていただきたく存じます。

(7) 風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適切に予測・評価することは、その地域における希少鳥類や渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要であり、そのためには、近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を評価することが不可欠となります。当該地域の周囲には既に「くずまき風力発電所」、「くずまき第二風力発電所-1」、「くずまき第二風力発電所-2」、「グリーンパワーくずまき風力発電所」、「姫神ウインドパーク」の5件の風力発電事業が稼働しております。さらに同じ盛岡市藪川地区では他の事業者による「(仮称)盛岡藪川風力発電事業」も計画されており、近隣地域には葛巻町で3件、宮古・岩泉地域で1件の風力発電事業計画も存在します。このように当該地域は、盛岡市内はもとより、隣接する葛巻町、岩泉町及び宮古市等で現在稼働中や計画中の複数の風力発電事業とほぼ連続する形の事業レイアウトとなっております。従って対象事業計画がそのまま実施されれば、北上高地北部の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や、各種渡り鳥の飛翔ルートを遮断する障壁影響が発生する恐れが十分に想定されます。

これまで、国内の様々な風力発電事業計画に対する大臣勧告では、「累積的環境影響」の評価の実施を事業者に求められておりますが、このこと自体はごく当然のことと思います。また当該事業計画に係る環境影響評価配慮書の段階では、環境大臣意見書と岩手県知事意見書はいずれも「累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の配置等を検討すること」により地域全体の環境影響の低減を図ることを事業者に対して求めております。しかし今回の方法書の中では、近隣の他の事業者の事業実施計画や事業区域が一覧表と地図で示されるのみでそれ以上の記述はなく、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の生息環境や渡り鳥の渡来コースを確保するために、隣接する他事業者の風力発電事業との間にどの程度の距離が必要かなどについて、事業計画を進める上での「累積的環境影響」への配慮の必要性は述べられておりません。事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上、累積的環境影響に係る調整を事業者に委ねることは難しい面があり、そのために累積的環境影響評価の内容が近隣の他事業計画の名称・予定地域・計画規模を記述する程度のおざなりなものに留まっていることは否めません。風力発電施設の建設を地域の自然環境に影響を与えないような形で導入するには、累積的環境影響評価の適切な実施による影響の回避・低減策の策定は不可欠です。

私どもは、国レベルで累積的環境影響評価のガイドラインを作成し、評価基準の標準化を実施していただく必要があると考えます。そして今回の事業計画については白紙撤回し、累積的環境影響評価が十分になされた事業計画に改めるよう大臣勧告により事業者をご指導いただきたく存じます。

今日、世界的に再生可能エネルギー資源開発の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー資源の開発事業であってもそれが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健全な暮らしを損なうことにも繋がります。

繰り返しとなりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、貴殿が事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、当該地域における対象事業の白紙撤回を検討するよう勧告して下さること、また累積的環境影響の回避に向けて具体的な取り組みを行うように指導して下さることを強く要望いたします。

以上